

8. 平成27年度犯罪被害者等施策関係予算額等調

(1) 総括表 (5つの重点課題+推進体制別)

(単位:百万円)

	平成25年度 予算額	平成26年度 当初予算額	平成27年度 予算額	対前年度 増△減額	平成25年度 決算額
1. 損害回復・経済的支援等への取組	6,228	5,992	5,493	△ 499	4,177
2. 精神的・身体的被害の回復防止への取組	723	850	960	110	166
3. 刑事手続きへの関与拡充への取組	12	12	16	4	—
4. 支援等のための体制整備への取組	676	811	877	66	241
5. 国民の理解の増進と配慮・協力への取組	91	33	32	△ 1	48
6. 推進体制	49 (うち再掲29)	41 (うち再掲34)	35 (うち再掲29)	△ 6	17 (うち再掲10)
総計 (再掲分を除く)	7,749	7,706	7,386	△ 320	4,639

- (※1) 「6. 推進体制」のうち、「1 都道府県担当者会議の開催」、「3 地域における被害者支援の普及推進」及び「4 地域における犯罪被害者等支援体制の整備促進」については再掲である。
 (※2) 犯罪被害者等施策関係分として特掲することができない施策の予算額、決算額は含めていない。
 (※3) 単位未満の数値は四捨五入により整理してあるので、合計と合致しないものがある。
 (※4) 「対前年度増△減額」は再掲分を含めた数であるが、「総計」はいずれも再掲分を除いた合計額であるため、「対前年度増△減額」の「総計」は、「対前年度増△減額」の合計と一致しない。

(2) 施策・事業一覧

(単位:百万円)

施策・事業	平成25年度 予算額	平成26年度 当初予算額	平成27年度 予算額	対前年度 増△減額	平成25年度 決算額	施策・事業の概要
総計 (再掲分を除く)	7,749	7,706	7,386	△ 320	4,639	
【重点課題に係る具体的施策】						
1. 損害回復・経済的支援等への取組	6,228	5,992	5,493	△ 499	4,177	
1 損害賠償制度の概要等を紹介した冊子・パンフレット【警察庁】						刑事手続や法的救済措置等の概要や被害者等に役立つ関係機関・団体の連絡先等、被害者に必要な情報を早期に提供するための手引や広報用パンフレットを作成・配布する。 【計画V第1・1(3), 第4・1・(27)】
(1) 「被害者の手引」の作成・配布	1	1	1	0	—	
(2) 広報用パンフレット・ポスター・リーフレットによる被害者対策施策の周知	9	9	9	0	—	
2 犯罪被害者等給付金【警察庁】	1,736	1,737	1,434	△ 303	1,266	通り魔殺人等の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害が残るといった重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者から損害賠償も得られず、何らの公的救済も受けられない犯罪被害者又は、その遺族に対し、社会連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給して、犯罪被害者等の精神的、経済的打撃の軽減を図る。 【計画V第1・2(1)】
3 犯罪被害給付制度裁定諸経費【警察庁】						犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る諸経費
(1) 犯罪被害給付制度裁定諸経費	7	7	7	0	—	

施策・事業	平成25年度 予算額	平成26年度 当初予算額	平成27年度 予算額	対前年度 増△減額	平成25年度 決算額	施策・事業の概要
(2) 犯罪被害給付事務処理システムの運用	2	2	6	4	1	
4 性犯罪被害者に対する緊急避妊等【警察庁】	71	73	78	5	—	性犯罪被害に係る初診料, 診断書料, 緊急避妊費用等について負担し, 性犯罪被害者の精神的・経済的負担の軽減を図る。【計画 V第1・2(6)】
5 司法解剖後の遺体搬送【警察庁】	57	65	65	0	—	司法解剖後の遺体搬送について, 遺族の経済的負担の軽減を図る。【計画 V第1・2(7)】
6 司法解剖後の遺体修復【警察庁】	45	51	51	0	—	遺族の二次的被害防止に資するため, 司法解剖による遺体の損傷を目立たないよう措置する。【計画 V第1・2(7)】
7 身体犯被害者の刑事手続における負担の軽減【警察庁】	40	45	45	0	—	身体犯被害に係る初診料, 診断書料及び死体検案書料について負担し, 被害者の経済的負担の軽減を図る。
8 犯罪被害者等に対する一時避難場所等の借り上げ【警察庁】	16	17	17	0	—	自宅が犯罪現場となるなど居住場所の確保が困難になった被害者等に対し, 被害直後の保護及び危険回避のための一時的な居住場所を借り上げる。【計画 V第1・3(2)エ】
新9 ハウスクリーニングに要する経費【警察庁】	0	0	5	5	0	自宅が犯罪現場となり, 犯罪行為の証拠が顕著である場合等に, ハウスクリーニング費用を負担し, 犯罪被害者等の経済的・精神的負担の軽減を図る。
10 損害賠償請求についての援助等【法務省】	—	—	—	—	—	日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって, 弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【計画 V第1・1(1)ア】
	12,836 の内数	15,507 の内数	15,206 の内数		12,836 の内数	平成25年度～平成27年度予算額は, 一般会計及び東日本大震災復興特別会計の合計。 (注) 日本司法支援センターは, 総合法律支援法に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。
	総合法律支援事業に係る運営費交付金					
11 刑事事件の証人等に対する給付制度【法務省】	1	1	1	0	0	刑事事件の証人等が, 捜査機関等に対して供述したことなどにより, 他人から身体等に害を加えられた場合, 国が給付金を支給することによって, 被害を救済するとともに, 不安感等を緩和し, 刑罰法令の適正かつ迅速な適用実現を図る。
12 婦人保護事業費負担金と婦人相談所運営費負担金の一部【厚生労働省】	— (897 の内数)	— (933 の内数)	— (952 の内数)	—	— (885 の内数)	婦人相談所(一時保護所)における保護に要する費用等【計画 V第1・3(2)ア, 第2・2(4)ア】
13 個別対応できる一時保護所の環境改善の一部【厚生労働省】	— (2,300 の内数)	— (3,500 の内数)	— (5,662 の内数)	—	— (3,854 の内数)	虐待を受けた子供と非行児童との混合処遇の状況を改善することや非行児童に個別対応できる居室等の改善を行う。【計画 V第1・3(2)イ, 第2・2(4)イ】
	次世代育成支援対策施設整備交付金					

施策・事業	平成25年度 予算額	平成26年度 当初予算額	平成27年度 予算額	対前年度 増△減額	平成25年度 決算額	施策・事業の概要
14 トライアル雇用奨励金事業の一部【厚生労働省】	— (29 の内数)	— (11,892 の内数)	— (8,964 の内数)	—	— (2 の内数)	<p>試行雇用奨励金を活用した就職支援の実施等（母子家庭の母等になった場合）【計画 V 第1・4(1)ア】</p> <p>※平成25年度までは母子家庭の母等に対するトライアル雇用事業の一部。平成26年度からはトライアル雇用奨励金事業（対象者毎の制度一本化）の一部</p>
15 個別労働紛争対策事業の一部【厚生労働省】	— (1,586 の内数)	— (1,564 の内数)	— (1,556 の内数)	—	— (1,583 の内数)	<p>事業主と個々の労働者との間の個別労働紛争について、個別労働紛争解決制度により、実情に即した迅速かつ適正な解決を支援する。【計画 V 第1・4(2)ア,イ】</p>
16 被害回復のための休暇制度に関する周知啓発【厚生労働省】	5	5	5	0	—	<p>犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度に関する周知啓発のため、リーフレット及びポスターを作成・配布するとともに、導入状況等及び利用状況等についてアンケート調査を実施する。（労働保険特別会計）【計画 V 第1・4(3)】</p>
17 自動車事故相談及び示談あっ旋事業に要する経費の一部補助【国土交通省】	570	570	570	0	570	<p>（公財）日弁連交通事故相談センターが行う自動車事故の損害賠償問題に関する無償による法律相談及び示談のあっ旋事業に要する経費の一部を補助する。（自動車安全特別会計）【計画 V 第1・1(5)ウ】</p>
18 「紛争処理機関」による紛争処理業務に要する経費の一部補助【国土交通省】	150	150	150	0	150	<p>自動車損害賠償保障法の指定紛争処理機関が行う自賠責の保険金等の支払に関する紛争処理業務に要する経費の一部を補助する。（自動車安全特別会計）【計画 V 第1・1(5)ア】</p>
19 政府保障事業による保障金の支給【国土交通省】	3,302	3,074	2,916	△ 158	2,026	<p>ひき逃げ等に遭った被害者に対し、政府が本来の加害者に代わって直接損害のてん補を行う。（自動車安全特別会計）【計画 V 第1・1(5)エ】</p>
20 被害者救済対策事業に要する経費の一部補助【国土交通省】	217	186	134	△ 52	162	<p>自動車事故被害者救済のため、交通遺児育成基金事業等に要する経費の一部を補助する。（自動車安全特別会計）</p>
21 司法解剖後の遺体修復費の負担・遺体搬送費の一部負担【国土交通省】	1	1	1	0	1	<p>遺族の二次的被害防止に資するため、司法解剖による切開痕等を目立たないようにする最低限の措置費用を負担する。また、司法解剖後の遺体搬送費用の一部を負担する。</p>
22 犯罪被害者の刑事手続に要する経費の負担【国土交通省】	1	1	1	0	1	<p>犯罪被害者の刑事手続における経済的負担を軽減するため、犯罪被害に係る診断書料、死体検案書料の費用を負担する。</p>
23 犯罪被害者等のためのリーフレットの作成・配付【国土交通省】	1	1	1	0	1	<p>刑事手続や法的救済措置等の概要、被害者等に役立つ関係機関・団体等の連絡先等の被害者等に必要情報を早期かつ包括的に提供するためのリーフレットを作成し、被害者等に配付する。</p>
2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	723	850	960	110	166	

施策・事業	平成25年度 予算額	平成26年度 当初予算額	平成27年度 予算額	対前年度 増△減額	平成25年度 決算額	施策・事業の概要
1 児童虐待を始めとする被害少年に対する支援【警察庁】	104	107	107	0	—	被害少年や虐待を受けた児童が、再び被害に遭うことを防止し、立直りを支援するため、部外専門家等による助言を受けつつ、少年補導職員等が、被害少年の心身の影響に配慮した適切な指導・助言を行う。【計画 V第2・1(24)】
2 再被害防止措置【警察庁】	1	1	1	0	—	被害者が、同じ加害者から再び危害を受けることを防止するため、警察庁において策定された「再被害防止要綱」に基づき、関連情報の収集、非常時の通報要領に関する防犯指導及び警戒措置を実施する。【計画 V第2・2(5)】
3 保護対策の推進【警察庁】						暴力団員による被害者等へのお礼参りや証人威迫等に対し、検挙など迅速な対応を行うとともに被害者等の安全を確保するため、保護対象者警戒用資機材の配備や被害者等の安全が確認されるまでの間、身を隠すことができる住居の借り上げ等を行う。【計画 V第2・2(6)】
(1) 保護対策業務における民間警備の活用	32	33	33	0	0	
(2) 保護対象者警戒用資機材の整備	22	22	22	0	—	
(3) 保護対象者居宅への警備用資機材借上等	111	115	115	0	—	
(4) 保護対策用住居借り上げ	32	33	33	0	—	
4 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の被害者等の安全確保【警察庁】						
(1) ストーカー・DV対策用資機材の整備	27	117	121	4	—	ストーカー事案や配偶者からの暴力事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案については、殺人等の重大事件に発展するおそれがあることから、加害者の早期検挙、被害者等の安全確保に活用する。
新 (2) 被害者等の一時避難等宿泊費	0	0	78	78	0	恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案のうち、危険性・切迫性が高い事案は、加害者の検挙等警察が措置するまでの間、被害者等を緊急・一時的に避難させる必要があるものの、公的施設等の関係機関の利用が困難である場合に、被害者等の安全確保を図る。
新 (3) 被害の未然防止のための学校等における知育・徳育活動	0	0	20	20	0	ストーカー事案や配偶者からの暴力事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の被害対象者に対し、被害に遭わないための留意事項や対応要領等についてのポータルサイトの構築や学生を対象としたDVDの作成等により情報発信し、自衛意識を高め啓発を促すことで、被害の未然防止・拡大防止を図る。
5 児童虐待防止対策実践塾等【警察庁】	0	6	6	0	0	児童の安全確認と安全確保を最優先とした対応の徹底等を期するため、各都道府県の取組の好事例を踏まえた検討会等を開催し、担当職員個々の知識・技能の向上等を図る。【計画 V第2・2(10)ア】

施策・事業	平成25年度 予算額	平成26年度 当初予算額	平成27年度 予算額	対前年度 増△減額	平成25年度 決算額	施策・事業の概要
6 被害者等に対する精神科医による支援【警察庁】	7	11	12	1	—	犯罪により深刻な精神的被害を受けた被害者等に対し、精神科医によるカウンセリング等の支援により、精神的被害の回復・軽減を図る。
7 職員等に対する研修の充実等【警察庁】						採用時や昇任時において被害者対策に関する必要な教育を実施し、また、専門的知識を要する職員に対してカウンセリング技術など特別な教育、研修を実施している。【計画 V 第2・3(1)ア】
(1) 警察職員に対する研修（カウンセリング担当者専科）	2	2	2	0	—	
(2) 全国被害者支援担当課長会議等	4	4	4	0	—	
(3) カウンセリング職員に対する専門研修	9	10	13	3	—	
8 犯罪被害者等のための施設等の改善【警察庁】						被害者等の心情に配慮し捜査活動等において被害者等が安心して事情聴取等に応じられるようにするため、施設等の整備・改善に努めている。【計画 V 第2・3(4)】
(1) 警察施設外の相談会場借り上げ	7	7	7	0	—	
(2) 犯罪被害者支援活動用携帯電話の整備	3	3	3	0	—	
(3) 性犯罪捜査証拠採取セットの保有	4	5	5	0	—	
9 被害者等に対する情報提供【法務省】	10	10	11	1	—	以下の制度の運用に必要な諸経費 1 全国統一の被害者等通知制度 2 被害者等に対する出所情報の通知制度 3 被害者等の保護（再被害防止）を図るための出所情報通知制度 【計画V第2・2(2), 第3・1.(22)】
10 検察官等に対する研修の充実等【法務省】	10	10	10	0	7	検察官等に対する各種研修・協議会等において、犯罪被害者等支援に関する講義・講演等を実施している。【計画 V 第2・1 (19), 第2・3(1)エ, 第3・1 (20), 第4・2(9)ア】
11 犯罪被害者等のための対応強化【法務省】	1	16	18	2	1	被害者専用待合室を設置するなど、捜査・公判等において、被害者等が安心して協力できる体制を整備することにより、被害者等の心理的負担の軽減を図るもの【計画V第2・3(5)】
12 被害者の視点を取り入れた教育【法務省】	39	39	41	2	39	刑事施設及び少年施設に収容されている加害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」の実施。【計画 V 第2・2 (12) ア, 第3・1 (24) ア】
13 犯罪被害者等に対する加害者情報の提供【法務省】	1	1	1	0	—	犯罪被害者等に対して、有罪判決確定後又は保護処分決定後の加害者に関する情報を提供する。【計画V第2・2(1)ア,(2),第3・1 (22)】
14 スクールカウンセラー等活用事業の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—	外部の専門家の協力を得て、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、子供等が夜間、休日を含め24時間いつでも相談できるよう電話相談体制を充実する。【計画 V 第2・1 (23), 第4・1 (22) (23), 第4・2 (11), 第5・1 (15) ア】
	3,892 の内数	4,113 の内数	4,024 の内数			いじめ対策等総合推進事業

施策・事業	平成25年度 予算額	平成26年度 当初予算額	平成27年度 予算額	対前年度 増△減額	平成25年度 決算額	施策・事業の概要
15 生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修の一部【文部科学省】	— (985の内数)	— (963の内数)	— (1,005の内数)	—	— (985の内数)	各都道府県、指定都市及び中核市において教育相談を担当する指導主事及び教諭に対し、相談体制の充実等の教育相談における今日的諸課題について高度な見識を修得させ、各地域において、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や、各学校への指導・助言等が行われることを目的とした研修を実施する。【計画Ⅴ第2・1(23)ウ、第5・1(15)イ】
独立行政法人教員研修センター運営費交付金						
16 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業（家庭教育支援）【文部科学省】	— (4,924の内数)	— (3,814の内数)	— (4,882の内数)	—	— (4,899の内数)	身近な地域において、全ての親に対する家庭教育支援の体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供等の家庭教育を支援する活動を支援する。【計画Ⅴ第2・2(12)エ】
いじめ対策等総合推進事業						
17 公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム（地域人材による家庭支援プログラム）【文部科学省】	— (207の内数)	— (133の内数)	0	—	— (163の内数)	社会教育的アプローチによる現代的課題の解決に向けた積極的・意欲的な取組のうち、いじめや不登校、児童虐待など社会的課題を抱え孤立しがちな家庭に対する、地域人材を中心とした支援の仕組みづくりや親向け学習プログラムの開発等について、国と地方公共団体等が共同した実証的研究を実施する。 【計画Ⅴ第2・2(12)エ】
18 児童保護費負担金と児童保護医療費負担金の一部【厚生労働省】	— (90,788の内数)	— (95,857の内数)	— (107,613の内数)	—	— (89,366の内数)	児童養護施設等における入所に要する経費
19 婦人保護事業費補助金の一部【厚生労働省】	— (1,190の内数)	— (1,221の内数)	— (1,238の内数)	—	— (1,142の内数)	婦人保護施設における入所に要する経費
20 婦人保護事業費負担金と婦人相談所運営費負担金の一部【厚生労働省】(1.12の再掲)	— (897の内数)	— (933の内数)	— (952の内数)	—	— (885の内数)	婦人相談所（一時保護所）における保護に要する費用等【計画Ⅴ第1・3(2)ア、第2・2(4)ア】(再掲)
21 児童自立生活援助事業の一部【厚生労働省】	— (90,788の内数)	— (95,857の内数)	— (107,613の内数)	—	— (89,366の内数)	児童自立生活援助事業における入居に要する経費
児童保護費負担金と児童保護医療費負担金						
22 こころの健康づくり対策事業【厚生労働省】	— (18の内数)	— (14の内数)	— (7の内数)	—	— (18の内数)	地域の医療関係者等に対し、こころの健康づくり対策事業としてPTSD対策専門研修会（犯罪被害者対策を含む。）を実施するとともに、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象とした思春期精神保健の専門家養成研修を実施する。【計画Ⅴ第2・1(1),(10)】
PTSD・思春期精神保健対策事業						
23 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の一部（都道府県実施分）【厚生労働省】	— (41,000の内数)	— (46,200の内数)	— (46,400の内数)	—	— (41,000の内数)	高次脳機能障害者への支援拠点機関を設置し、相談支援体制を整備する。【計画Ⅴ第2・1(9)】
地域生活支援事業						

施策・事業	平成25年度 予算額	平成26年度 当初予算額	平成27年度 予算額	対前年度 増△減額	平成25年度 決算額	施策・事業の概要
24 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の一部（国立障害者リハビリテーションセンター実施分）【厚生労働省】	— 13 の内数	— 13 の内数	— 13 の内数	—	— 9 の内数	「全国高次脳機能障害支援拠点センター」として、地方の拠点機関との連携を図り、「連絡協議会の開催」、「研修事業を含む普及啓発活動」を行うとともに、平成15年度に開発した支援プログラム等について、事例の積み上げによる検証を行い、更に有効性のあるものに改正していく。【計画 V第2・1(9)】
25 子どもの心の診療ネットワーク事業【厚生労働省】	— 9,229 の内数	— 1,226 の内数	— 15,314 の内数	—	— 8,989 の内数	様々な子供の心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図る。【計画 V第2・1(11)】
26 個別対応できる一時保護所の環境改善の一部【厚生労働省】	— 2,300 の内数	— 3,500 の内数	— 5,662 の内数	—	— 3,854 の内数	虐待を受けた子供と非行児童との混合処遇の状況を改善することや非行児童に個別対応できる居室等の改善を行う。【計画 V第1・3(2)イ,第2・2(4)イ】
27 夜間対応等の体制整備の一部【厚生労働省】	— 3,652 の内数	— 3,743 の内数	— 4,734 の内数	—	— 3,041 の内数	夜間休日における連絡や相談対応の確保、中核市規模の人口を有する市での設置の促進、分室・支所の活用による市町村支援体制の確保等を図る。【計画 V第2・1(21)ア】
28 虐待対応のための協力医療機関の充実の一部【厚生労働省】	— 3,652 の内数	— 3,743 の内数	— 4,454 の内数	—	— 3,041 の内数	児童虐待に対する医療的ケアの重要性に鑑み、地域の医療機関との協力、連携体制の充実を図る。【計画 V第2・1(21)イ】
29 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化【厚生労働省】	— 16,862 の内数	— 485 の内数	— 94,210 の内数	—	— 16,862 の内数	市町村において、関係機関が連携し児童虐待等の対応を図る「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」について、設置促進及び機能強化を図る。【計画 V第2・1(22)】
30 専門里親の一部【厚生労働省】	— 90,788 の内数	— 95,857 の内数	— 107,613 の内数	—	— 89,366 の内数	専門里親への委託に要する費用【計画 V第2・1(25)】
31 里親支援機関事業の一部【厚生労働省】	— 3,652 の内数	— 3,743 の内数	— 4,454 の内数	—	— 3,041 の内数	里親制度の広報啓発等新規里親の掘り起こし、里親・里子のマッチング等の委託推進、里親の資質向上や委託里親への支援等を行う事業を実施。【計画 V第2・1(25)】
32 福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備の一部【厚生労働省】	— 3,652 の内数	— 3,743 の内数	— 4,454 の内数	—	— 3,041 の内数	婦人相談所と関係機関等との連絡会議等の開催による連携強化。【計画 V第2・2(9)ア】
33 婦人相談所等の職員への専門研修の実施の一部【厚生労働省】	— 3,652 の内数	— 3,743 の内数	— 4,454 の内数	—	— 3,041 の内数	婦人相談所等の職員に対する専門研修の実施。【計画 V第2・3(1)ケ】

施策・事業	平成25年度 予算額	平成26年度 当初予算額	平成27年度 予算額	対前年度 増△減額	平成25年度 決算額	施策・事業の概要
34 身元保証人確保対策事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	児童養護施設等を退所する子供やDV被害を受けた女性が安心して、就職や住居を借りることができるよう、身元保証人を確保するための事業を実施。
	3,652 の内数	3,743 の内数	4,454 の内数		3,041 の内数	
35 交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等【国土交通省】						自動車事故による重度後遺障害者に適切な治療と看護を行う療護施設の設置・運営や自動車事故による重度後遺障害者を受け入れる病院の整備に要する経費の補助等を実施する((3),(4)独立行政法人自動車事故対策機構)。(自動車安全特別会計)【計画Ⅴ第2・1(8)】
(1) 短期入院協力病院の受入れ体制の整備及び強化に要する経費の一部補助	185	185	185	0	59	
(2) 短期入院に要する経費の一部補助	113	113	112	△1	61	
(3) 療護センターの設置・運営	—	—	—	—	—	
	独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金					
	6,772 の内数	6,893 の内数	6,658 の内数		6,772 の内数	
(4) 療護センターの施設整備	—	—	—	—	—	
	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金					
	405 の内数	404 の内数	543 の内数		391 の内数	
3. 刑事手続への関与拡充への取組	12	12	16	4	—	
1 医療機関における性犯罪証拠採取セットの整備【警察庁】	0	1	1	0	0	医療機関において警察への被害申告前の性犯罪被害者からの証拠採取が適切に行われ、また、当該採取された証拠品が適切に保管されるよう、証拠の採取・保管に必要な資機材を整備し、警察への被害申告を躊躇している間に証拠が滅失することのないようにする。【計画Ⅴ第3・1(1)】
2 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等【法務省】	—	—	—	—	—	資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的援助を受けられるようにするために導入された被害者参加人のための国選弁護制度の下、所要の業務を日本司法支援センターにおいて行う。 また、刑事裁判の公判期日等に出席した被害者参加人から旅費等の請求がある場合には、日本司法支援センターにおいて被害者参加人に対し、被害者参加旅費等を支給する。 【計画Ⅴ第3・1(3)】 (注)日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。
	15,686 の内数	16,429 の内数	16,110 の内数		15,686 の内数	
3 加害者に対する犯罪被害者等の心情等の伝達【法務省】	1	1	1	0	—	犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を聴取し、保護観察中の加害者に伝える。【計画Ⅴ第3・1(24)エ】
4 仮釈放等審理における犯罪被害者等への対応の充実【法務省】	12	12	15	3	—	犯罪被害者等の意見等を踏まえた仮釈放等審理を実施する。【計画Ⅴ第3・1(27)】

施策・事業	平成25年度 予算額	平成26年度 当初予算額	平成27年度 予算額	対前年度 増△減額	平成25年度 決算額	施策・事業の概要
4. 支援等の体制整備への取組	676	811	877	66	241	
1 都道府県担当者会議の開催【内閣府】	1	1	1	0	1	国と地方公共団体との密接な連携の下に犯罪被害者等施策の推進を図るため、都道府県担当者会議を開催する。【計画 IV(2), V第4・1(1)ア】
2 地域における犯罪被害者等支援体制の整備促進【内閣府】	0	33	28	△5	0	犯罪被害者等支援体制の全国的な水準の底上げを図るべく、先駆的取組を支援する一方で、支援体制の整備を促進する必要がある地域における人材育成事業や、既に被害者施策がある程度進んだ地域からの経験を伝達していく事業を行う。【計画 IV(2), V第4・1(1)イ】
3 安心な社会を創るための匿名通報事業【警察庁】	16	22	22	0	16	暴力団等による犯罪の検挙、少年福祉犯罪等の検挙や被害者の早期保護等に資するため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による通報を受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う事業であり、警察においては、これら情報を捜査等に活用している。【計画 V第4・1(1)】
4 交通事故相談活動の推進【内閣府】	18	18	14	△4	15	研修会の開催等、地方公共団体の交通事故相談所等における交通事故相談活動の円滑な推進を図るため、交通事故相談員の資質の向上に努める。【計画 V第4・1(13)】
5 交通事故被害者サポート事業経費【内閣府】	19	12	12	0	9	交通事故被害者等の自立を支援する立場にある者の技術を向上させるとともに、交通事故被害者等の自助グループ間における連携を図るなど、交通事故被害者等の支援の充実を図る。
6 女性に対する暴力防止と被害者保護のための地方公共団体等連携強化促進経費【内閣府】	27	27	26	△1	22	女性に対する暴力の防止及び被害者支援に関する取組を一層促進するため、官民の担当事者を対象としたワークショップを全国で開催し、意見交換や情報共有を行うことにより、広域連携や官民連携の更なる強化・拡大及び取組の一層の促進を図る。
7 配偶者からの暴力等被害者支援強化促進事業経費【内閣府】	8	8	8	0	9	性犯罪被害者が、安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、地方公共団体の職員や男女共同参画センター等の相談員等を対象とした研修等を実施する。【計画V第4・1(2)】
8 配偶者等からの暴力に関する実態調査経費【内閣府】	0	17	0	0	0	(26年度限り)
9 配偶者暴力相談支援センター設置促進に関する調査研究費【内閣府】	2	0	0	0	1	(24, 25年度限り)

施策・事業	平成25年度 予算額	平成26年度 当初予算額	平成27年度 予算額	対前年度 増△減額	平成25年度 決算額	施策・事業の概要
10 配偶者暴力相談全国共通ダイヤル設定等経費【内閣府】	6	7	7	0	5	全国共通ダイヤルにより、配偶者からの暴力についてどこに相談したらよいか分からないという被害者に対し、自動音声で最寄りの配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口を案内するサービスを実施する。
11 性犯罪被害者支援に関する調査研究費【内閣府】	4	0	0	0	5	(25年度限り)
12 ストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究費【内閣府】	0	10	0	△ 10	0	(26年度限り)
13 性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究【内閣府】	0	39	100	61	0	地方公共団体における性犯罪被害者等への支援に関する取組を促進するため、性犯罪被害者等支援を実施する地方公共団体の様々な取組を実証的に調査研究する。
14 特定非営利活動法人等の活動促進【内閣府】	—	—	—	—	—	犯罪被害者支援組織を一部に含む特定非営利活動法人等の活動促進に向け、特定非営利活動促進法の運用や「特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査」等の実施を行う。(当該施策は犯罪被害者支援組織に限定して行っているものではない。)
	79 の内数	88 の内数	91 の内数		60 の内数	
市民活動促進事業						
15 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案への適切な対応【警察庁】						
(1) ストーカー対策担当者専科	7	7	7	0	—	警察本部のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案対策担当者を対象に、専門教育を実施する。
(2) 海外における調査研究	0	6	2	△ 4	0	警察におけるストーカー対策推進の参考とするため、職員を先進国の大学へ派遣し、現地の制度・取組について、調査研究を行う。
(3) ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究	0	11	24	13	0	ストーカー行為者の被害者への執着心・支配意識を取り除くための適切な対応について、調査研究を行う。
新 (4) 事案対策マニュアル作成	0	0	3	3	0	恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に迅速・的確に対処するため、事案対策マニュアルを作成する。
新 (5) ストーカー情報管理業務及び配偶者暴力情報管理業務の充実・強化	0	0	29	29	0	現場の警察官がストーカー事案及び配偶者からの暴力事案に適切に対応するため、情報管理業務の充実・強化を図る。
16 警察のカウンセリングアドバイザー委嘱【警察庁】	25	42	45	3	—	警察職員のカウンセリング技術の向上及び精神的ストレスの軽減を図るため、部外の精神科医や臨床心理士等からのアドバイスを受ける。【計画V第4・2(7)】
17 被疑者・被害者等に対する面接手法の行動科学的研究【警察庁】	15	0	0	0	—	「認知面接技法」等欧米において標準化されている面接技法の有効性について、我が国への導入を念頭に、調査・実験を実施し、我が国の法体系や文化に適した面接技法の基盤を確立する。

施策・事業	平成25年度 予算額	平成26年度 当初予算額	平成27年度 予算額	対前年度 増△減額	平成25年度 決算額	施策・事業の概要
18 対象者の特性に応じた効果的な取調べ手法に関する研究【警察庁】	0	16	17	1	0	より高度な技術が要求される対応の難しい対象者に対する取調べについて、心理学的研究を行うことにより、対象者の特性の把握方法及び対象者の特性に応じた効果的な取調べ手法を明らかにする。
19 被害児童の特性に配慮した聴取技法に関する研究【警察庁】	0	1	2	1	0	心理学的研究を行うことにより、児童の特性を査定するための実用的なチェックリストを開発し、被害児童の特性に配慮した効果的な聴取技法を検討する。
20 民間団体への支援の充実【警察庁】						民間被害者支援団体が被害者支援に果たす役割の重要性を鑑み、その活動の促進を図るため、財政的支援の充実にを図る。【計画 V第4・3(1)イ】
(1) 民間被害者支援団体等に対する活動支援	6	6	6	0	5	
(2) 民間被害者支援団体等に対する直接支援業務の委託	42	44	44	0	—	
(3) 民間被害者支援団体に対する相談業務の委託	109	115	116	1	—	
(4) 民間被害者支援団体に対する被害者支援に関する理解の増進等に係る業務の委託	44	45	45	0	—	
(5) 民間被害者支援団体に対する性犯罪被害者支援業務の委託	48	50	50	0	—	
21 被害者等からの相談への対応【法務省】						
(1) 被害者支援員の配置	191	191	192	1	151	被害者等から被害相談、裁判傍聴の付添い、各種支援団体への紹介等刑事手続に関する相談業務を行う被害者支援員を配置。【計画 V第4・1(18)】
(2) 被害者ホットラインの設置	1	1	1	0	—	被害者対応窓口における被害者ホットラインの開設。【計画 V第4・1(18)】
(3) 刑事手続に関するパンフレットの作成・配布等	8	8	8	0	2	検察庁での被害者に対する保護と支援について分かりやすく解説した犯罪被害者用パンフレットの作成。【計画 V第3・1(13)ア、ウ、第4・1(28)ア、イ】
22 更生保護官署における支援等のための体制整備【法務省】	78	71	70	△1	—	関係機関・団体等との連携確保、研修の実施等更生保護官署における犯罪被害者等に対する支援を行うために必要な体制を整備する。【計画 V第4・1(36)、(37)】
23 人権相談【法務省】	—	—	—	—	—	相談者（犯罪被害者等を含む。）からの各種人権相談への対応。【計画 V第4・1(20)】
	人権擁護関係予算					
	3,260 の内数	3,360 の内数	3,353 の内数		3,260 の内数	
24 人権侵犯事件の調査・処理等【法務省】	—	—	—	—	—	人権侵犯事件の調査・処理による被害者（犯罪被害者等を含む。）の被害の救済及び予防。
	人権擁護関係予算					
	3,260 の内数	3,360 の内数	3,353 の内数		3,260 の内数	

施策・事業	平成25年度 予算額	平成26年度 当初予算額	平成27年度 予算額	対前年度 増△減額	平成25年度 決算額	施策・事業の概要
25 相談及び情報の提供等 【法務省】	— 12,836 の内数	— 15,507 の内数	— 15,206 の内数	—	— 12,836 の内数	<p>日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士を紹介等も含めた様々な情報を速やかに提供する。</p> <p>日本司法支援センターにおいて、国（捜査機関、裁判所を含む。）、警察、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。【計画V第4・1(32)ウ】</p> <p>日本司法支援センターにおいて、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。【計画V第4・1(40)】</p> <p>平成25年度～平成27年度予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計の合計。</p> <p>(注)日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。</p>
26 犯罪被害者等に関する類型別調査経費【内閣府】	0	3	0	△3	0	<p>犯罪被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況等を把握するための調査を実施する。【計画V第4・2(5)】</p>
27 いじめ対策等生徒指導推進事業の一部【文部科学省】	— 314 の内数	— 54 の内数	— 83 の内数	—	— 304 の内数	<p>いじめの問題への対応を始めとする生徒指導上の諸問題に対応し、児童生徒の社会的資質・能力の育成等を図るための取組・対応策を国において調査研究し、その有効性を検証し、今後の施策にいかすため、都道府県・指定都市教育委員会及び特定非営利活動法人、民間施設等に対して、先進的な取組を委託し、その成果を全国に普及する。</p>
28 スクールソーシャルワーカー活用事業の一部【文部科学省】	— 355 の内数	— 394 の内数	— 647 の内数	—	—	<p>教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて、支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援する。【計画V第2.1(22)、第2.2(10)イ、第4.1(23)、第4.2(11)、第5.1(15)ア】</p>
29 虐待・思春期問題情報研修センター事業費の一部【厚生労働省】	— 3,652 の内数	— 3,743 の内数	— 4,454 の内数	—	— 3,041 の内数	<p>児童虐待を受けた子供の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るため研修の充実を図る。(平成23年度まで年金特別会計、平成24年度より児童虐待・DV対策等総合支援事業)【計画V第4・2(12)】</p>
5. 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	91	33	32	△1	48	

施策・事業	平成25年度 予算額	平成26年度 当初予算額	平成27年度 予算額	対前年度 増△減額	平成25年度 決算額	施策・事業の概要
1 犯罪被害者等施策の啓発のための中央・地方大会の開催【内閣府】	8	9	9	0	9	犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、「犯罪被害者週間」にあわせた啓発事業を東京及び複数の地域で開催する。【計画 V第5・1(8)、(10)ア】
2 地域における被害者支援の普及推進【内閣府】	28	0	0	0	9	地域社会全体における取組を促進するため、「支援の裾野を広げる取組」及び「犯罪被害者団体等との協働」を柱としたワークショップ事業を実施し、先進的な事例として普及啓発を行う。 (25年度限り)
3 女性に対する暴力をなくす運動等啓発費【内閣府】	7	7	7	0	3	男女共同参画推進本部は、毎年11月12日から11月25日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。内閣府においては、期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。【計画V第5・1(9)】
4 犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動【警察庁】						犯罪被害者の置かれた実情について理解を深めるため、民間被害者支援団体等と連携するなどし、広報啓発活動を推進する。【計画 V第5・1(11)イ、ウ】
犯罪被害者支援に関する国民の理解と共感の増進	2	2	2	0	1	
5 人身取引被害申告票の作成、配布【警察庁】	1	1	1	0	1	人身取引被害者が被害申告をする際の連絡先等を記載した申告票を作成、配布し、被害者の早期発見を図ることにより、人身取引事犯の検挙と被害者の保護に努める。
6 人権啓発活動【法務省】	—	—	—	—	—	人権週間を中心に全国各地で、講演会、シンポジウム、座談会等の開催、テレビ・ラジオ放送、新聞紙・週刊誌等への関連記事の掲載、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施する。【計画 V第5・1(9)ウ】
人権擁護関係予算						
	3,260 の内数	3,360 の内数	3,353 の内数		3,260 の内数	
7 地域に根ざした道徳教育の推進の一部【文部科学省】	— (831 の内数)	0	0	—	— (1,368 の内数)	児童生徒に命や思いやりを大切にすることを育む教育を充実するなど学校・地域の実情等に応じた多様な道徳教育を支援する。【計画 V第5.1(1)】
8 道徳教育の抜本的改善・充実の一部【文部科学省】	0	— (1,439 の内数)	— (1,457 の内数)	—	0	道徳教育用教材の充実や効果的な指導方法の普及、求められる道徳教育の実現に向けた教員の指導力向上、地域に根ざした創意工夫ある道徳教育を支援する。
9 健全育成のための体験活動推進事業の一部【文部科学省】	— (26 の内数)	— (46 の内数)	— (107 の内数)	—	—	児童生徒の健全育成を目的として宿泊を伴う体験活動を実施する学校等の取組を支援する。
(学校を核とした地域力強化プランの一部(平成26年度まではいじめ対策等総合推進事業))						

施策・事業	平成25年度 予算額	平成26年度 当初予算額	平成27年度 予算額	対前年度 増△減額	平成25年度 決算額	施策・事業の概要
10 人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修の一部【文部科学省】	— (985の内数)	— (963の内数)	— (1,005の内数)	—	— (985の内数)	<p>人権教育を担当する指導主事等に対し、学校教育全体において人権教育を推進するためのプログラム開発や効果的な指導、家庭、地域等との連携を推進する方策等について、研究協議及び演習等を行うことにより必要な知識等を修得させ、各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や各学校への指導・助言等が行われるための研修を実施する。【計画 V第5・1(2)】</p> <p>基本的な人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育を推進する観点から、「人権教育研究推進事業」、「人権教育の指導方法等に関する調査研究」を総合的に実施し、学校教育における人権教育の開発を進める。【計画 V第5・1(2)】</p> <p>日常的な心身の健康状態を把握し、健康問題等について早期発見・早期対応するなど、子供の心のケアに対する対応充実を図るため、教職員等を対象としたシンポジウムを実施する。【計画 V第5・1(15)ウ】</p> <p>児童虐待の現状やその防止に向けての取組を広く国民に周知するため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間に、ポスター等の作成及び全国フォーラムの開催など集中的な広報啓発活動を実施する。【計画 V第5・1(9)エ】</p>
11 人権教育開発事業等の一部【文部科学省】	— (76の内数)	— (77の内数)	— (73の内数)	—	— (66の内数)	
12 心のケアシンポジウム(26・27年度は児童生徒の現代的健康課題への対応事業として計上)【文部科学省】	29	— (41の内数)	— (57の内数)	—	9	
13 児童虐待防止推進フォーラム開催等広報啓発経費の一部【厚生労働省】	15	15	14	△1	15	
6. 推進体制	49	41	35	△6	17	
1 都道府県担当者会議の開催【内閣府】(4.2の再掲)	1	1	1	0	1	国と地方公共団体との密接な連携の下に犯罪被害者等施策の推進を図るため、都道府県担当者会議を開催する。【計画 IV(2), V第4・1(1)ア】
2 地方公共団体職員向け研修【内閣府】	13	0	0	0	2	地方公共団体職員向け研修プログラムを作成し、ブロック別研修会を開催するとともに、研修教材を作成する。(25年度限り)
3 地域における被害者支援の普及推進【内閣府】(5.3の再掲)	28	0	0	0	9	地域社会全体における取組を促進するため、「支援の裾野を広げる取組」及び「犯罪被害者団体等との協働」を柱としたワークショップ事業を実施し、先進的な事例として普及啓発を行う。(25年度限り)
4 地域における犯罪被害者等支援体制の整備促進【内閣府】(4.2の再掲)	0	33	28	△5	0	犯罪被害者等支援体制の全国的な水準の底上げを図るべく、先駆的取組を支援する一方で、支援体制の整備を促進する必要がある地域における人材育成事業や、既に被害者施策がある程度進んだ地域からの経験を伝達していく事業を行う。【計画 IV(2), V第4・1(1)イ】

施策・事業	平成25年度 予算額	平成26年度 当初予算額	平成27年度 予算額	対前年度 増△減額	平成25年度 決算額	施策・事業の概要
5 犯罪被害者団体等との 情報交換の実施【内閣 府】	1	1	1	0	1	犯罪被害者等の声に耳を傾 け、その時々ニーズを適時 適切に把握するための情報交 換等を行う。【計画 IV(4)】
6 犯罪被害者等施策年次 報告の作成【内閣府】	6	6	6	0	4	犯罪被害者等基本法第10条 に基づき、各年度に政府が講 じた犯罪被害者等施策の概要 を作成し、国会への報告を含 め、幅広く公表する。【計画 IV (7)】

(注1) 施策・事業のうち、新規に計上したものについては「新」と表示している。

(注2) 犯罪被害者等施策関係分の予算額及び決算額が特掲できないものについては、「-」と表示している。内数表示分は、総額に計上していない。

(注3) 単位未満の数値は四捨五入により整理してあるので、合計と一致しないものがある。0より大きい計数で、四捨五入により「0」となるものについては、「1」と表示している。なお、合計は整理前の計数を合計し、対前年度増△減額は表示されている計数の差を表示している。

